

事業名 (事業番号)		季節労働者通年雇用促進等事業 (20-023)					
実施主体		北海道労働局、青森労働局					
事業概要		国で基本的なメニューを提示した上で、地域自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取組を支援。通年雇用化を図る事業(通年雇用促進支援事業)に係る計画を策定した事業主団体等からなる協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定所に専門の相談員(就労支援ナビゲーター)を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓を行う等のきめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して実施					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	—	456,733	865,821	861,066	
目標と評価	目標	—	—	①全協議会の通年雇用化計画の達成が図られること。 ②就労支援ナビゲーターによる常用就職率が3割以上になること。	①通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計の8割以上になること。 ②就職支援ナビゲーターによる季節労働者の常用就職率が3割以上になること。	通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 また、就労支援ナビゲーターによる季節労働者の常用就職率が3割以上になること。	
	実績	目標の達成度合い	—	—	①未達成(実績55.1%) ②達成(実績31.1%)	①達成(実績100.2%) ②達成(実績49.0%)	—
		事業執行率	—	—	利用者数32% (1,947人/6,070人)	利用者数81% (7,643人/9,471人) 相談件数135% (2,240人/1,658人)	—
	評価結果	—	—	D	A	—	

〈調査結果〉

1 職業相談員の配置状況(項目2-ア関係)

本事業においては、「季節労働者就労支援事業の実施について」(平成19年8月7日付け職発第0807002号関係道県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知)別添「季節労働者

就労支援事業実施要領」に基づき、季節労働者の通年雇用の一層の促進を図るため、季節労働者就労支援ナビゲーター（以下「季節ナビ」という。）を設置し、安定所の職員と緊密な連携を図りつつ、季節労働者就労支援事業を実施することとされている。

季節ナビについては、平成 19 年度及び 20 年度において、北海道労働局管内の 22 安定所に 44 人、青森労働局管内の 8 安定所に 8 人の計 52 人を配置し、季節労働者就労支援事業実施要領に基づき、i) 離職した当該年度の 1 月 31 日において雇用保険の特例一時金の受給資格を有する者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）又は ii) i) に準ずる者であって、安定所の長が支援対象者として認める者の要件を満たす者であって、安定所の長が事業の利用を推奨しそれに応じた者（以下「支援開始者」という。）に対する就職支援を実施することとしている。

今回、北海道労働局管内の 22 安定所に配置された季節ナビの配置状況等について調査した結果、以下の状況がみられた。

- i) 北海道労働局では、次表のとおり、事業開始に当たって、厚生労働省本省から示された季節ナビの配置総数 44 人について、北海道労働局管内の全季節労働者に占める各安定所管内の季節労働者数（平成 17 年度末現在）の割合を算出し、この割合を基に安定所ごとに 1 人から 5 人までの配置数を割り当てた上で、①18 年度からの組織変更に伴う調整、②求人型の札幌安定所について、求人開拓業務量を考慮した調整を行い、③配置数の案を作成し本省に連絡して、現在の配置数が決定されたとしており、19 年 10 月の本事業の開始から 21 年度まで配置数を変更していない。
- ii) 季節ナビ配置に当たっての根拠となる平成 20 年度の季節ナビ 1 人当たりの季節労働者数をみると、次表のとおり、最大の稚内安定所（3,562 人）と最小の札幌安定所（1,422 人）とでは 2.5 倍程度の差が生じている。
- iii) 季節ナビ 1 人当たりの支援開始者数（平成 20 年度）をみると、次表のとおり、最大の浦河安定所（114 人）と最小の千歳安定所（15 人）では 7.6 倍程度の差が生じている。

表 安定所別季節ナビの業務実績（北海道労働局、平成 20 年度）

(単位：人、%)

安定所	配置人員	季節労働者数		支援開始者数		就職者数		常用就職率 (目標値 30%以上)
			季節ナビ 1人当たりの季節 労働者数		季節ナビ 1人当たりの支援 開始者数		うち常用	
札幌	4	5,689	1,422	107	27	85	84	78.5
札幌東	4	10,275	2,569	83	21	69	45	54.2
札幌北	4	9,178	2,295	123	31	116	106	86.2
函館	4	10,823	2,706	156	39	94	51	32.7
旭川	4	9,395	2,349	207	52	142	86	41.5
帯広	4	8,100	2,025	188	47	111	78	41.5
北見	2	6,225	3,113	146	73	127	80	54.8
紋別	1	2,001	2,001	31	31	15	11	35.5
小樽	1	2,704	2,704	100	100	112	50	50.0
滝川	1	3,152	3,152	61	61	22	18	29.5
釧路	2	5,510	2,755	131	66	115	58	44.3
室蘭	1	2,743	2,743	76	76	44	37	48.7
岩見沢	1	3,041	3,041	93	93	58	43	46.2
稚内	1	3,562	3,562	52	52	30	20	38.5
岩内	1	2,328	2,328	48	48	51	21	43.8
留萌	1	1,745	1,745	31	31	44	17	54.8
名寄	1	2,179	2,179	60	60	18	17	28.3
浦河	1	1,780	1,780	114	114	103	92	80.7
網走	1	2,514	2,514	52	52	24	13	25.0
苫小牧	2	5,625	2,813	89	45	107	60	67.4
根室	1	2,546	2,546	50	50	36	20	40.0
千歳	2	3,978	1,989	30	15	20	14	46.7
合計	44	105,093	—	2,028	—	1,543	1,021	50.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 常用就職率は、「就職者数のうち常用就職者数÷支援開始者数×100」により算出した。

これらについて、北海道労働局は、「季節ナビの配置については、平成 17 年度末の各安定所管内の季節労働者数を基礎に配置数を決定したものである。季節ナビが個別支援を行うに当たっては、本人の了承を得た上で支援を開始するものであること、個別支援に移行する者の数は、その時々労働市場の状況に左右される面もあることから、地域によっては、支援対象者数にばらつきが生じているものと思われる。当局としては、複数年度にわたって季節ナビの実績等を検証していかなくてはならないものと考えており、この結果において、各安定所の季節ナビの配置数の見直しの検討も必要であると考えている」としている。

また、厚生労働省本省においても、「季節ナビの配置については、実績を踏まえた上で調整を行っていく必要があると認識している」としている。